

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	61 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	60 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から6年3月まで

私が大学生であった20歳の時に、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続と、国民年金保険料の全額免除の申請を行った。

年金記録の確認をしたところ、平成5年6月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したとされているが、私は、6年3月に大学を卒業し、同年4月に厚生年金保険に加入したので、申立期間を国民年金の申請免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め、平成3年4月から6年3月までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料の免除期間であったと主張するところ、申立人が大学を卒業したのは同年3月末であり、平成3年度及び4年度はいずれも申請免除期間となっているほか、5年度についても5年4月及び同年5月が申請免除期間となっていることが確認できることから、5年度も年度当初に1年間の免除申請を行ったものと考えるのが自然である。

また、オンライン記録では、申立人が「国民年金第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員）該当」を理由として、平成5年6月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立人は、申立期間において休学も就職もしておらず、厚生年金保険にも加入していないことから、申立人が大学在学中に被保険者資格を喪失（申請免除期間を終了）するべき事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、申立人が国民年金被保険者で

なくなった日は「平成6年4月1日」と記載され、A市の印が押されており、申立人の主張どおり、申立期間は国民年金加入期間とされていることが確認できる。

加えて、平成5年度の免除期間の記録の入力処理は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した後の平成6年4月27日に行われ、その結果、国民年金加入期間と厚生年金保険加入期間との間に空白の期間を生じさせているが、これは行政の事務処理（記録管理）が必ずしも適切に行われていなかったことをうかがわせる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

宮城厚生年金 事案 1615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和49年3月12日から同年10月31日までA社に勤務し、同年11月1日からグループ会社のB社で継続して勤務していた。A社での厚生年金保険の資格喪失日が同年10月31日とされているのは事務手続の誤りなので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事カード、C健康保険組合の健康保険被保険者台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和49年11月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和49年10月の定時決定に係る記録から、8万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和49年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 1616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和54年11月8日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を同年11月8日、資格喪失日に係る記録を同年12月21日とし、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月8日から55年4月1日まで

私は、昭和54年11月から55年3月末までA社C出張所（厚生年金保険の適用事業所としては、A社B営業所）に勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が抜けている。

厚生年金基金の加入員証もあるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金基金加入員証、D企業年金基金の基金加入期間に係る回答、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち昭和54年11月8日から同年12月20日までA社C出張所に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、給与から厚生年金保険料を控除しないで、厚生年金基金保険料のみを控除することは無いと思うと回答している。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、D企業年金基金の加入員台帳の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人に係る資格取得届を提出していないと思われ、保険

料も納付していない。」としていることから、事業主から社会保険事務所（当時）への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 54 年 12 月 21 日から 55 年 4 月 1 日の期間については、当時の A 社 C 出張所長は、「短期のアルバイトだったのか、申立人を知らない。」としているほか、申立人を知っているとする元同僚からも申立人の勤務期間を特定するまでの証言は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月2日から41年8月17日までの期間については、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を40年10月2日に、資格喪失日に係る記録を41年8月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月4日から同年10月27日まで
② 昭和40年10月2日から41年8月17日まで

私は、申立期間①については、甲板員として船舶Bに乗船した。

また、申立期間②については、通信長として船舶Cに乗船した。

それぞれの期間、船員保険料は給料から控除されていたので申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する船員手帳の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が船舶Cに乗船したことが推認できる。

また、複数の同僚は、船舶Cに30人ぐらい乗船していたとしているところ、船舶所有者A社の船員保険被保険者名簿には、申立期間に29人から32人の船員保険加入者が確認でき、乗組員のほぼすべてが船員保険に加入していたものと考えられる。

さらに、船長及び同僚は、通信士が乗船していないと出港できないため、必ず通信士を乗船させていたとしている上、当時、A社では役職者（通信長を含む。）は必ず船員保険に加入させていた旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記名簿に記載がある申立

人と同じ通信士であった者の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、事業主も他界していることから当時の関係書類について確認することはできないが、申立期間②の上記名簿に記録された被保険者証記号番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない。仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年10月から41年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人が所持する船員手帳の記録及び同僚の証言により、申立人が船舶Bに乗船したことは推認できる。

しかし、船員手帳の雇入れ及び雇止めの記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、必ずしも船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は一致するものではなく、申立期間当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっていなかった。

また、申立期間①の船舶所有者D氏に船員保険が適用されたのは昭和33年5月3日であり、申立期間①当時は船員保険適用の船舶所有者ではなかった。

さらに、申立人が所持する船員手帳では、申立期間①の船舶所有者はD氏と記載されているところ、同手帳記載の船長及び申立人が記憶する漁労長は、同手帳記載の雇入期間内に船舶所有者E氏の船員保険被保険者名簿において船員保険加入記録が認められ、当時申立人もE氏の下で船員保険に加入していた可能性が考えられるものの、同名簿に申立人の氏名は見当たらず、申立期間の被保険者証記号番号に欠番は無い上、同名簿によると、船員保険被保険者資格を昭和29年7月1日に55人、同年12月1日に7人取得していることが確認できる一方、申立人が主張する同年9月4日に資格を取得した者は見当たらない。

加えて、上記名簿に記載のある13人に照会したところ回答のあった9人のうち、船員手帳により船舶Bの雇用期間が分かる2人の同僚によると、雇入日が昭和29年5月末ごろとなっているが、船員保険の資格取得日は同年7月1日となっていることが確認できることから、当該船舶所有者においては、一定期間に採用した者を特定の日にとまとめて船員保険に加入させる取扱いをしていたことが推認される。

このほか、申立人及び複数の同僚は、給与については「F社」からもらっていたとし、同僚によると、社長はE氏であったとしているが、「F社」は既に廃業し、連絡先も確認することができないことから、申立期間①当時の

保険料控除等を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険資格の喪失日は平成13年3月31日と認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年3月30日から同年4月1日まで
私は、A社に平成13年3月31日まで勤務していたので、当該事業所における厚生年金保険加入記録の資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、派遣先事業所に勤務していたところ、事業主から提出された出勤記録により、申立人が平成13年3月30日まで派遣先事業所に勤務していることが確認でき、これを踏まえると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年3月31日であったと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年3月31日から同年4月1日までについては、上記出勤記録から同年3月31日は「年度末の為休み」となっており、申立人は派遣先事業所に勤務していないことが確認できる上、派遣先の事業主であるB社は、「毎年、3月31日については、正職員が健診を受ける日であり、派遣の方々はもともと出勤日ではない。」としていることから、申立人が当該期間について、派遣先事業所に勤務していた事実を確認することができない。

なお、申立人に係る派遣元事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月25日から同年4月1日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、昭和48年2月25日にA社B営業所で資格喪失、同年4月1日に同社C営業所で資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。

当時は、A社D研修所に所属し、昭和48年2月まで現場実習、その後、同年3月末まで同研修所で集合教育を受け、卒業後の同年4月から同社C営業所に配属となった。

勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間について同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、申立人が昭和45年4月1日の同社D研修所入所から48年4月1日の本配属（社員採用）まで継続して同社に在籍していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたものと推察すると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、A社は、申立期間については、申立人は同社D研修所に在籍してい

たことから、同社本社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたと推察するとしているが、申立人と同日に採用され同社D研修所に入所していると考えられる者について、厚生年金保険の被保険者記録を調査したところ、ほぼ全員が申立人と同様に昭和45年4月1日に同社本社で資格取得、47年11月8日に資格喪失後、同日に現場実習先で資格取得となっている。また、その後については、大多数の者が、48年4月1日に本配属となるまでの期間は、現場実習先で被保険者資格を継続して取得していることから、申立人についても、本来であれば、同日までは現場実習先の同社B営業所において被保険者資格を継続して取得するべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和48年1月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたものと推察するとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年11月17日から38年4月1日までの船員保険料を船舶所有者（A氏）により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該船舶所有者における資格取得日に係る記録を37年11月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、当該船舶所有者が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月17日から38年4月1日まで
② 昭和38年9月30日から同年10月2日まで

私の夫は、昭和37年11月17日から38年10月2日まで、A氏が所有する船舶Bに乗船したが、社会保険事務所（当時）に船員保険の加入記録を照会したところ、加入期間は同年4月1日から同年9月30日までであり、申立期間は未加入であるとの回答であった。

夫が申立期間においても船舶Bに乗船したことは確かなので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳の記録及び船舶Bの船長の証言によれば、申立人が同船に乗っていたことが認められる。

また、船員保険被保険者名簿によれば、船舶Bの船長は、申立期間①当時、船員保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間①当時、当該船舶所有者の漁船（船舶B）に乗り、申立人と同様に機関員として従事した者の証言によれば、同氏の船員手帳に記載された雇入時期と、船員保険の被保険者資格の取得時期はおおむね一致しており、同氏は雇入れと同時期に船員保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る船員保険料を当該船舶所有者により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 38 年 4 月の社会保険事務所の記録から 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の当該船舶所有者による納付義務の履行については、当該船舶所有者は所在が不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、当該船舶所有者が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、照会を行った同僚 35 人に係る船員保険の被保険者記録は 84 件確認できるが、このうち 54 件の資格喪失日は月の末日となっている。

また、上記同僚のうち 1 人は、昭和 38 年 4 月 23 日に雇い入れられ、同年 10 月 2 日に雇止めされており、雇止めされた日が申立人と一致するが、同氏の資格喪失日も同年 9 月 30 日となっている。

さらに、当該船舶所有者は所在が不明であり、当時の関係書類について確認することができない上、このほかに申立人の申立期間②に係る船員保険料を当該船舶所有者により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を当該船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が主張する昭和51年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、52年11月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月1日から52年11月1日まで

私は、A社に入社し、昭和51年5月1日から52年10月31日まで勤務した。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、その期間が未加入となっていることが分かった。A社に勤務したことは事実なので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月1日から52年10月31日まで、A社に勤務していたと主張しているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、氏名、生年月日及び厚生年金保険の記号番号が申立人と一致する者が、厚生年金保険被保険者資格を51年5月1日に取得し、52年11月1日に喪失した旨の記録が確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する給与明細書等により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、当該被保険者資格記録については、i) 事業所の名称及び所在地が申立人の主張と一致すること、ii) 加入期間は、申立人が勤務したとしている期間と一致することから、申立人に係る被保険者資格記録であると認めることが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社において、厚生年金保険の被保険者資格を昭和51年5月1日に取得し、52年11月1日に喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を58万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、58万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、48万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を8万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、8万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、52万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を92万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、92万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を50万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、50万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を48万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、48万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、47万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を20万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、20万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を9万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、9万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を11万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、11万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、52万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を2万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、2万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を9万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、9万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を9万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、9万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月27日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月分の賞与支給台帳により、申立人は、同年12月27日において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年2月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月19日から同年7月1日まで

私は、平成8年12月1日から厚生年金保険の被保険者となり、勤務形態は変わることなく11年11月20日に退職するまでB事業所に勤務していた。

この間給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書、同僚及び申立期間当時にB事業所を経営していたA社の元取締役の証言から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年7月1日であり、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、当該事業所は、昭和61年9月10日に設立されたことが確認できることから、当該事業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要

件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和30年5月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から同年9月までは8,000円、同年10月から31年9月までは9,000円、同年10月及び同年11月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月7日から31年12月1日まで

私は、昭和30年4月から平成6年9月までA社に勤務したが、この間の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録は見当たらないとの回答を得た。

しかし、A社本社に昭和30年4月に入社した後、同年5月に同社C支店へ異動して35年11月末まで勤務したのに、異動した日から31年12月1日までの厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

会社が発行した退職証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持するB社発行の退職証明書、同社から提出された稟議書、照会に対する同社の回答及び複数の同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和30年5月7日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人と同時入社と同僚の記録から、昭

和 30 年 5 月から同年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月から 31 年 9 月までは 9,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、D 国民健康保険組合及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、当該組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は、昭和23年11月1日であると認められることから、同社C支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年1月1日から同年11月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和23年1月1日にA社C支店で資格喪失、同年11月1日に同社D営業所で資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。

A社には、昭和21年に入社して以来、継続して働いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録により、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社C支店において、昭和21年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年1月1日に資格を喪失後、同年11月1日に同社D営業所において再度、資格を取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、上記人事記録によると、申立人は、昭和23年1月1日にA社C支店から同社D営業所に異動していることが確認できるが、申立人と同様の異動をしている同僚の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人と同様に同年1月1日に同社C支店で資格喪失となっているにもかかわらず、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳においては、同年11月1日資格喪失、同社D営業所で同日資格取得となっており、記録が継続している。

また、申立人と同様に昭和 23 年 11 月 1 日に A 社 D 営業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚二人について、それぞれオンライン記録、被保険者名簿及び被保険者台帳を調査したところ、記録が合致していないことが確認できる。

さらに、申立人の A 社 C 支店における厚生年金保険被保険者記録は、平成 21 年 6 月 26 日まで未統合記録となっていた上、当該記録に係る記号番号の被保険者台帳は現存していない。

なお、E 年金事務所では、申立期間当時の被保険者台帳及び被保険者名簿の作成方法について、被保険者台帳を作成する担当係と被保険者名簿を作成する担当係が分かれており、厚生省（当時）に進達する際に、被保険者台帳と被保険者名簿を突合していたと説明しているが、前述のとおり、両資料において記録の不一致が複数みられることから、両資料の突合作業が適切に行われていたとは言い難い。

以上のことから、申立期間当時の当該事業所に係る申立人の被保険者記録の管理状況が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 C 支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 23 年 11 月 1 日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、A 社 C 支店における昭和 22 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から、600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月及び同年2月、52年4月から同年9月までの期間、57年3月、58年7月から同年12月までの期間、60年5月から62年4月までの期間、同年12月及び63年1月並びに平成3年12月及び4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月及び同年2月
② 昭和52年4月から同年9月まで
③ 昭和57年3月
④ 昭和58年7月から同年12月まで
⑤ 昭和60年5月から62年4月まで
⑥ 昭和62年12月及び63年1月
⑦ 平成3年12月及び4年1月

時期は定かではないが、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①から⑥までは母親が、申立期間⑦は父親が国民年金保険料を集金に来ていた町内の人に納付していたことを記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

「国民年金手帳記号番号払出状況」によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年1月8日以降に払い出されたと考えられるところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人は、同年9月11日に国民年金被保険者資格を取得するとともに、それ以前の各申立期間に係る国民年金被保険者資格をすべて遡及して取得したことが確認できる。このため、各申立期間は、それぞれの申立期間当時においては、国民年金未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料の納付書は発行されなかったものと推認され、申立人は、各申立期間の国民

年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は既に死亡していることから、加入状況や保険料の納付状況は不明である。

さらに、両親が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から49年10月まで

私は、20歳になった時に、A市内の郵便局で国民年金の加入手続きを行い、郵便局で国民年金保険料を納付していた。昭和49年3月に大学を卒業し、同年4月に結婚したので、夫に頼み、同年11月にサラリーマンの妻として加入手続きを行ったが、保険料はずっと納付していた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年9月19日に払い出されているところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、申立人は、任意加入により同年11月29日に国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和45年4月に郵便局で国民年金の加入手続きを行い、その後も郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張するが、郵便局で国民年金の加入手続きを行うことはできず、申立期間当時は、現年度の保険料を郵便局で納付することはできなかったことから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月まで

私が 20 代のころは、年金は義務として自分の将来のために必ず保険料を納付するものと思っていた。そのため、会社に勤めていない時には国民年金保険料を納付しており、昭和 55 年 5 月の結婚後も、保険料を納付していたと記憶している。

25 年以上も前のことなので領収書等はないが、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）及び申立人の所持する年金手帳によれば、昭和 55 年 5 月に国民年金被保険者資格を喪失してから、61 年 4 月に第 3 号被保険者資格を取得するまでの間、申立人が国民年金に加入した記録は無いことから、申立期間は国民年金未加入期間とされており、制度上、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の国民年金への再加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶は定かではないとしており、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から11年3月まで

私は、A市からB区に転居した。その後、国民年金保険料の納入催告書が届いたため、B区からA市にある実家のもとへ納付書を送付してもらい、母親が、申立期間の保険料を納付したと記憶している。金額は、30万円から40万円ぐらいだったと思う。

母親が国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B区在住時の申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料として30万円から40万円ぐらいの金額を納付したと主張するところ、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成11年度及び12年度の保険料31万9,200円が過年度納付されていることが確認でき、母親が納付したと申立人が記憶する納付金額とほぼ符合しており、しかも、ほかにその主張するような金額が納付されたことも確認できないことから、申立人がこれを申立期間の保険料を納付したものと記憶違いしている可能性を否定できない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親の記憶は定かではなく、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 41 年 3 月まで

昭和 39 年から 41 年ごろは、近所の人が交代で国民年金保険料を集金しており、私の分の保険料は、A 町役場（当時）から納付書が来れば、母親が納付していたと記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社会保険事務所（当時）が作成した国民年金手帳記号番号払出整理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 4 月 2 日に国民年金被保険者資格を取得したものと、同年 4 月 30 日に一括して A 町に対して払い出された国民年金手帳記号番号の中から付されており、同町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の記録からも、申立人が被保険者資格を同年 4 月 2 日に取得したことが確認できることから、申立期間は国民年金未加入期間として取り扱われており、制度上、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、事情を聴取できないことから、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 61 年 12 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から 61 年 12 月まで
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 6 月まで

私は、昭和 59 年 7 月ごろ、父親から勧められて、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、父親が国民年金保険料を納付してくれていた。

また、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料の納付記録が最近判明したので、その後の同年 4 月から 63 年 6 月までの保険料も納付していたと思う。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳番号割振設定表の記録等により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 60 年 7 月 2 日以降に払い出され、59 年 7 月 17 日に遡及して被保険者資格を取得していることが確認できるが、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）には、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した記録は見当たらない。

また、A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）では、申立人が婚姻した昭和 62 年 2 月を含む期間（昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで）に国民年金保険料が納付された記録となっており、当該記録が平成 21 年 9 月に追加訂正されたことから、申立人は、直後の申立期間②の保険料も同様に納付されていたと主張する。しかしながら、申立人は、申立期間②の前の昭和 62 年 2 月 12 日に、A 市から B 町に転居しているところ、妻の当該期間に係る保険料も未納となっている上、夫婦の当該期間の直後の期間（9 か月）はいずれも申請免除期間となっていることが確認できることか

ら、申立人の主張は認め難い。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況は不明である上、申立人の父親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から57年3月まで

私は、昭和54年8月から57年3月までA事業所にアルバイトとして勤務した。

当該期間については、義父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入期間となっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、義父が加入手続を行い、保険料を納付していたはずであると主張しているところ、B町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、昭和51年4月5日から52年4月1日までの期間は、国民年金の任意加入期間と記録されているが、申立期間については、国民年金に加入したとする記録は確認できないことから、未加入期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付等を行っていたとする義父は既に亡くなっていることから、申立期間当時の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月から48年9月まで
昭和47年11月に会社を辞めて、翌年10月に別の会社に入社するまでの間、夫が、A町役場で国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未加入期間とされている。
領収書等は紛失したが、当時は、行政区長が国民年金保険料の集金に歩いており、徴収も厳しく、納付していないことは考えられないので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立期間に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和46年1月5日に国民年金被保険者資格を喪失した後、再び被保険者資格を取得したのは50年4月22日であり、申立期間は未加入期間として取り扱われており、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人に対して、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B市では、申立期間当時、「行政区長に対して国民年金の加入者一覧と納付書を送付し、それを持って行政区長は集金していたものと推察される。」と回答しており、申立期間に国民年金に未加入であった申立人に対して納付書は発行されることはなかったと考えられることから、行政区長が申立人から国民年金保険料を集金することはできなかったものと推認される。

加えて、申立人の夫が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで
昭和 49 年 8 月から国民年金に任意加入しており、国民年金保険料は A 市役所の窓口などで納付していた。
国民年金の被保険者資格を昭和 58 年 4 月に喪失したこととなっているが、国民年金への加入を突然やめる理由は思い当たらないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は昭和 58 年 4 月 28 日に任意加入の被保険者資格を喪失し、61 年 4 月に第 3 号被保険者の資格を取得するまでの期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から同年12月まで

平成10年10月に転職したが、新しく入った会社で、3か月の研修期間中は厚生年金保険に加入できないと説明された。このため、親の扶養に戻れないか社会保険事務所（当時）に相談したところ、それはできないとのことだったので町役場に行き国民年金の加入手続を行い、3か月分の国民年金保険料を納付した。

申立期間について国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町の国民年金被保険者名簿（電子データ）には、申立期間を含む平成10年4月から12年1月まで「無資」（国民年金被保険者ではないことを意味する。）と記録されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳にも10年4月1日に国民年金の第1号被保険者資格を喪失し、その後12年2月14日に再取得したことが記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後に20歳で国民年金被保険者資格を新規で取得していることから、申立期間に申立人に対して別の基礎年金番号が付番されることは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 2 月まで
昭和 63 年 4 月から国民年金に加入し、平成元年 3 月に就職するまでの 11 か月間は、国民年金保険料を納付していたと記憶している。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人は平成 15 年 10 月 1 日に国民年金被保険者資格を新規で取得していることが確認でき、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳にも申立期間の加入記録が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、当時の記憶が曖昧である上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 61 年 3 月まで

私は、出産のために会社を退職し、出産後間もなく国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付していた。

しかし、その後申請により国民年金被保険者資格を喪失したとして、第 3 号被保険者になるまでの申立期間は国民年金保険料を納付していない期間とされているが、資格喪失の申請をしたことは無く保険料を納付していたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿、電子データ）によれば、申立人は昭和 57 年 11 月に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失している上、申立人が所持する年金手帳にも同年 11 月に任意加入の被保険者資格を喪失したことが記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から50年8月まで
昭和46年10月、結婚を機に国民年金に加入したように記憶している。加入手続の場所は定かではないが、A市役所ではないかと思う。
その後、転勤等により転居したが、国民年金保険料は、夫が勤務していた銀行の窓口で納付していた。
申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を機にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年9月30日にB町で払い出されており、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市では申立人の国民年金被保険者名簿は無いと回答している上、B町、C町及びD市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は昭和50年9月3日に任意加入により新規で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで

私の A 社における平成 18 年 5 月から 19 年 3 月までの標準報酬月額は 47 万円であったのに、18 年 9 月から 19 年 3 月までの標準報酬月額が 34 万円が届出されているので、訂正してほしい。

厚生年金保険料控除額も平成 18 年 5 月から同年 8 月までは 3 万 3,576 円であったが、同年 9 月から 19 年 3 月までは 2 万 4,891 円となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると当初 34 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 6 月 24 日に 50 万円に訂正されており、同記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。このことから、年金額計算の基礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（50 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（34 万円）となっている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立期間について、申立人の給与支給明細書において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は 50 万円であり、一

方、当該給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が34万円である。

したがって、申立期間に係る申立人の標準報酬月額として認定される額は34万円であり、当該額は、当初記録されていた社会保険事務所（当時）の標準報酬月額（34万円）と一致することが確認できる。

このほか、申立期間において、申立てに係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 36 年 11 月まで

私は、A社に昭和 35 年 10 月から 36 年 11 月まで勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入記録が無い。給料から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時A社に勤務していた事業主の息子及び同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 33 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当時の事業主は申立期間中である昭和 36 年 4 月に、事業主の息子は申立期間中である 35 年 10 月に国民年金に加入していることが確認でき、いずれも申立期間のうち 36 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料が納付済みとされている。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる以前から同社で勤務し、適用事業所でなくなった以降も同社に引き続き勤務していたとする複数の同僚は、適用事業所でなくなった昭和 33 年 7 月以降に給与から厚生年金保険料を控除されていたかは分からないとしているほか、申立人の後に入社した同僚は、厚生年金保険料は控除されていなかったと思うと述べている。

加えて、A社の事業主の息子は、既に事業所は解散しており、事業主も死亡し、当時の書類等は一切残っていないので、申立期間当時の厚生年金保険の加入及び保険料の控除等の状況については不明であるとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 4 月 1 日に A 社に入社し、47 年 5 月ごろまで同社 B 支店に勤務していた。ねんきん定期便で確認したところ、申立期間の標準報酬月額が給与手取額より少なく記載され相違しているのので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社では、「申立期間については法定保存期間を経過しているため賃金台帳等の資料は無く、当時の標準報酬月額を確認することはできないが、それまで年 4 回支給していた賞与を昭和 43 年 4 月から年 2 回の支給としたため、43 年の標準報酬月額が 42 年よりも低額になっている従業員が多いはずである。」と説明しており、申立人と同様に昭和 43 年 8 月 1 日から 2 年間の標準報酬月額が 42 年より低額になっている同僚 1 名も、同様の証言をしているほか、当時、同社 B 支店で支店長代理をしていた者も、「時期は特定できないが、賞与の支給回数が 4 回から 2 回に変更になった。」と述べている。

また、申立期間当時は賞与から厚生年金保険料は控除されておらず、賞与の支給が年 4 回以上の場合、前 1 年間の賞与支給総額を 12 で除して 1 か月の平均額を算出し、この額を各月の給与支給額と合算して標準報酬月額を算定するが、年 3 回以下の賞与は報酬額には含まないとされていることから、賞与の支給回数が年 4 回から 2 回に変更になった場合には、申立期間の標準報酬月額がそれ以前より低額となっても不自然とは言えない。

さらに、オンライン記録で確認したところ、申立人が名前を挙げたA社B支店の同僚複数名及び他の支店に勤務していた者も、昭和43年8月1日から1年又は2年間の標準報酬月額が42年よりも低額となっており、2年間連続して標準報酬月額が低額になっている従業員について、当時の同社B支店長代理は、「賞与の支給額が大きい従業員は、2年間連続で42年よりも低額になったのではないか。」としている。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 12 月まで

申立期間①について、給料はA社の下請であったB社から支給されたので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

申立期間②について、C社の下請会社に勤務したので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務期間を証明するものとして健康管理手帳（じん肺）を提出しているが、記載内容についてD県の関係行政機関では、「健康管理手帳の交付申請には事業所の在籍証明等は特に必要とされていない。当時の申請書も保管しているが、内容は手帳に記載されているとおりであり、勤務期間の証明にはならないのではないか。」と回答している。

また、申立期間①に係るB社については、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間②については、下請会社等が不明である。

さらに、申立人は、「自分は季節労働者であり、冬期間はD県に戻って失業保険を受給していた。」としており、元請会社や下請会社の正社員ではなかったことを認めている。

加えて申立期間①及び②について、申立人は、当該期間当時の記憶が曖昧であり元同僚等の名前も覚えていないため、当時の状況についての証言を得ることができず、申立人の勤務期間を特定することができない。

このほか、オンライン記録では、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月からは、国民年金保険料の納付済期間となっている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 21 日から 42 年 4 月 1 日まで
② 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで

申立期間①について、A社における資格喪失日は昭和 41 年 9 月 21 日となっているが、42 年 3 月まで在籍しており、会社が倒産（事業停止）するということで、離職票をもらいB市に帰ったと記憶している。

申立期間②について、昭和 42 年 5 月から 43 年 10 月までC社に勤務していた。同社には友人の紹介で採用になり、42 年 5 月末に健康保険証をもらい、給与からも社会保険料が控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は離職票をもらって退職したとしているところ、事業所名は不明であるが、昭和 39 年 2 月 1 日から 41 年 9 月 20 日までの雇用保険の加入記録が確認でき、これはA社に係る申立人のオンライン記録の厚生年金保険加入期間と一致していることから当該事業所の記録であると考えられ、申立人は同年 9 月 20 日ごろ退職したと推認できる。

また、A社は、昭和 44 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡し、経理担当者の所在は不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる者 7 人に照会したが、勤務期間を特定するまでの証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所における厚生年金保険被保険者原票とオンライン記

録において、資格取得日及び喪失日は一致している。

申立期間②については、申立人が勤務したとする「C社」のほかに類似名称の事業所を調査したが、申立期間当時にB市内において該当する厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、法務局からは、C社での登記が確認できないとの回答があった。

さらに、申立人は、事業主や同僚等の記憶が曖昧であることから特定することができず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

加えて、雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 12 日から同年 12 月 24 日まで
② 昭和 41 年 2 月 2 日から同年 12 月 11 日まで
③ 昭和 42 年 5 月 1 日から同年 11 月 25 日まで
④ 昭和 43 年 4 月 3 日から同年 12 月 27 日まで
⑤ 昭和 44 年 4 月 25 日から同年 7 月 7 日まで
⑥ 昭和 44 年 9 月 9 日から同年 12 月 29 日まで
⑦ 昭和 45 年 4 月 30 日から同年 12 月 20 日まで
⑧ 昭和 46 年 3 月 30 日から同年 12 月 8 日まで
⑨ 昭和 47 年 3 月 24 日から同年 12 月 25 日まで
⑩ 昭和 48 年 3 月 28 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 3 月から 52 年 12 月まで（冬季期間を除く。）、A 社（現在は、B 社）に勤務していた。46 年 3 月までは現場で作業しており、同年 4 月以降は同社本社内の工場で工場長として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管している申立期間当時の厚生年金保険の被保険者期間を記入した資料によれば、申立人及び申立人が記憶している同僚の被保険者期間の記録はオンライン記録と一致しており、申立期間の加入記録は確認できなかった。

また、当時の A 社の社会保険業務担当者及び同僚 1 名は、同社で厚生年金保険に加入していたのは職場長以上の役職者であったと証言しており、申立人は昭和 46 年 4 月から職場長である工場長になったと証言しているところ、当該社会保険業務担当者及び同僚からは、その就任時期を特定す

るまでの証言は得られなかった。

さらに、上記社会保険業務担当者は、申立期間当時、A社が加入していた健康保険は政府管掌健康保険（政府管掌健康保険の加入者は後にC国民健康保険組合（以下「C国保」という。）に切替え）と日雇労働者健康保険（以下「日雇健保」という。）の2種類があり、日雇健保に加入していた者は厚生年金保険に加入させられなかったと説明しており、昭和43年から59年まで同社の工場で勤務していた同僚1名は、「私はA社では日雇健保と国民年金に加入していたが、昭和55年にB社に社名変更してからC国保と厚生年金保険に切り替えられた。」と証言している。申立人は、C国保に加入していたと思うとしているが、C国保に照会したところ、「組合の設立は昭和45年6月であり、設立当初のデータは破棄されているため、申立期間の加入記録は確認できない。」との回答があり、申立人が加入していた健康保険を特定できるまでの証言は得られなかった。

このほか、申立人が各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 18 日から 35 年 2 月 3 日まで
② 昭和 35 年 4 月 28 日から同年 5 月 9 日まで

船員手帳に記載されているとおり、私は、昭和 34 年 5 月 18 日から 35 年 5 月 9 日まで A 氏所有の船舶 B に乗船し、甲板員として従事したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、当時の船員保険加入記録は同年 2 月 3 日から同年 4 月 28 日までの期間だけであり、申立期間の加入記録は見当たらないとの回答を得た。

しかし、昭和 35 年 5 月に下船した際にもらった 1 年分の給料から船員保険料は控除されていたと記憶しているので、申立期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人は、申立期間①及び②において船舶 B の甲板員として雇用されていたことが確認できる。

しかし、船員手帳の雇入れ及び雇止めの記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、必ずしも船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は一致するものではなく、申立期間当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっていなかったところ、申立人と一緒に船舶 B に乗船していたとする複数の同僚の船員保険加入期間は、船員手帳記載の雇入期間と相違がある上、そのうち、乗船、下船とも申立人と一緒だったとする同僚のオンライン記録における船員保険加入期間は、申立人と一致していることが確認できる。

また、申立人が、船舶 B に申立期間①及び②において一緒に乗船していたとする複数の同僚は、当該船舶に申立人と一緒に乗船したことはあるが、

乗船期間までは覚えていないと証言している上、そのうち、乗船、下船とも申立人と一緒だったとする同僚は、船員手帳記載の雇入及び雇止年月日が申立人と同日であり、オンライン記録における船員保険加入期間も申立人とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、船舶所有者A氏の船員保険被保険者名簿によると、資格取得日及び喪失日が申立人と同日の者が6人いることが確認できる上、申立期間①当初の昭和34年5月18日及び申立期間②当初の35年4月28日において、新たに被保険者資格を取得した者は見当たらない。

加えて、船舶所有者A氏は既に他界しており、申立期間①及び②当時の船員保険加入状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月31日から32年8月1日まで

私は、昭和24年12月8日にA社を設立し、専務取締役として、27年4月1日には厚生年金保険に加入した。

加入記録によると、昭和28年7月31日に資格喪失とあるが、厚生年金保険は加入が義務的なものと考えていたので、未加入期間があることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によりA社の厚生年金保険の適用状況を確認すると、昭和27年4月1日に新規適用事業所になった際に作成された健康保険厚生年金保険被保険者名簿と、38年10月1日に再度適用事業所になった際に作成された健康保険厚生年金保険被保険者名簿があるが、最初に適用事業所となった27年4月1日の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（被保険者数11人）の最後の記録は、28年7月31日付けで申立人を含めた被保険者全員（7人）が被保険者資格を喪失しているものであることから、当該事業所は、事実上、この時期に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後、38年10月1日に再度、適用事業所になったものと推認される。

また、申立期間当時、商業登記簿上のA社の代表取締役は申立人の父であり、申立人は取締役であるが、申立人の説明によれば、父は会社の経営に関与しておらず、実質的な経営者は、当時社長印を預かっていた申立人

であったとしている。

さらに、複数の同僚も、「昭和 32 年ごろに社長職を実兄に譲るまで、申立人が A 社の実質的な社長の地位にあった。」旨証言していることから、申立人は申立期間当時、当該事業所の業務執行に責任を負っていたと認められる。

加えて、当時の同僚 10 人のうち、照会先が確認できた 2 人に厚生年金保険料の控除等の状況を確認したところ、1 人は申立期間に厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていないとしており、ほかの 1 人は被保険者資格の喪失とともに退職しているため退職後の保険料控除の状況は分からないとしている。

なお、A 社では、当時の資料は保存されておらず、事情を知る者も他界したとしており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた当時の厚生年金保険加入期間について社会保険庁（当時）に照会したところ、昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 4 月 1 日までの期間は加入記録が見付かったものの、申立期間の加入記録は見当たらないとの回答を得た。

しかし、私は、同じ勤務場所でアルバイトとして2度勤務しており、2度目に勤務した期間の加入記録が見付かったのに最初に勤務した期間の加入記録が無いのは納得できないので、再調査して、申立期間も厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 53 年 7 月 1 日であり、申立期間のうち、同年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間は適用事業所となっていない。

また、B事業所では、申立期間当時の厚生年金保険事務の担当者の連絡先が不明である上、申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の勤務状況、勤務期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除については不明と回答している。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚を記憶していない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間における被保険者は6人確認できるところ、連絡を取ることができた4人は、いずれも申立人を覚えていないため、申立期間における申立人の勤務状況等を聴取す

ることができないほか、当該同僚4人は、いずれも自分の勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致している旨の回答をしていることから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和53年7月1日以前から継続して勤務していたとみられる者は見当たらない。

加えて、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人が当該事業所において昭和54年10月1日に取得した記号番号は、同年10月5日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月ごろから 61 年 4 月ごろまで
昭和 60 年 1 月に A 社で働いていた時に、B 社で人を探しているからと誘われて仕事を始めた。

その後、B 社が買収されて経営者が変わることになったので、仕事を辞めた。

しかし、厚生年金保険の記録をみると、この期間の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の当時の専務取締役の証言から、申立人は申立期間において当該事業所に正社員として勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 61 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所になっていないことが確認できる。

また、オンライン記録において、申立期間当時の役員の年金の加入状況を確認したところ、代表取締役は、申立期間についてどの年金制度にも加入しておらず、専務取締役は国民年金に加入しており、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和 61 年 11 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人は当時の同僚一人について、名前しか覚えていないことから特定することができず、当時の勤務実態、厚生年金保険の加入の有無及び保険料控除について確認することはできない。

加えて、当時、経理を担当していた代表取締役は既に他界しており、聴取できた専務取締役は経理担当ではなかった上、当時の資料は保存されておらず事情は分からないとしていることから、申立人の勤務実態や厚生年

金保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 17 日から 35 年 9 月 1 日まで
昭和 34 年 11 月 17 日から 35 年 9 月 28 日まで乗船した船舶 A (船舶所有者は、B 氏) の船員保険加入期間について照会したところ、同年 9 月 1 日資格取得となっており、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

船員手帳には、昭和 34 年 11 月 17 日雇入との記載があるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する船員手帳により、申立期間について、申立人が船員として雇用されていたことが推認できる。

しかし、船舶 A の船員保険被保険者名簿において被保険者となっていることが確認できる同僚のうち、所在が確認できた同僚 9 人に照会し、8 人から申立人を知っているとの回答を得たが、申立人の具体的な勤務期間及び船員保険料控除に関する証言は得られなかった。

また、申立人は、申立人が氏名を挙げた同僚が申立期間について船舶 A において船員保険に加入していれば、自分だけが保険料を控除されていなかったということは考えられないと主張しているが、当該同僚の船舶 A における船員保険加入記録を調査したところ、被保険者となっている期間は、それぞれ異なっており、被保険者期間が短い者もいることから、当該同僚の記録のみをもって、申立人の給与から保険料が控除されていたと推認することはできない。

このほか、申立てに係る船舶所有者は既に廃業しており、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめ船員手帳に記載された労働条件の適法性等を確認するために設けているものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 16 日から 35 年 4 月ごろまで
私は、A社の取締役の紹介により、昭和 30 年 4 月から同社のB工場
で勤務した。

A社には昭和 35 年 4 月ごろまで勤務したが、厚生年金保険の記録を
確認したところ、31 年 7 月 16 日に被保険者の資格を喪失しており、申
立期間は未加入となっていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 23
名に照会したところ、同社のB工場に勤務していたと回答した者は 10 名
(そのうち、申立人と同じ業務に従事したとする者は3名)いたが、いず
れも申立人を覚えていないとしており、申立人の勤務実態を確認するこ
とができない。

また、申立人は、勤務期間の途中で業務が変わったとしているが、A社
のB工場に勤務していたとする複数の者は、「異動先の業務は女性のみで、
4名から5名だった。」と証言している。

さらに、申立人は、A社に同時期に入社した3歳年上の同僚よりも前に
同社を退職したとしているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では当
該同僚は昭和 32 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失している。

加えて、A社によれば、昭和 30 年代の各種書類はすべて処分したとし
ていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等につ
いて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月21日から33年3月10日まで
私は、昭和30年11月から33年3月まで、A事業所の臨時職員として勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間は未加入であるとの回答であった。
申立期間において勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事関係書類及び履歴書によれば、申立人が申立期間においてA事業所の臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となっている期間は昭和32年12月1日から33年2月15日までであり、申立期間のうち、30年11月21日から32年12月1日までの期間及び33年2月15日から同年3月10日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

また、A事業所が保管する資料により、申立期間当時、臨時職員であった者は申立人を含め8人確認できるが、いずれもA事業所において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、当該事業所で厚生年金保険の被保険者となっている者は6人いるが、いずれも死亡又は所在不明のため、申立期間当時の所属部署、業務内容、勤務形態及び当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて聴取することができない。

加えて、当該事業所では申立期間当時の厚生年金保険の取扱いを確認できる関係書類を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 10 日から 36 年 9 月まで
② 昭和 38 年 7 月 12 日から 43 年 8 月 20 日まで

申立期間①のA社は、私が初めて仕事をしたところで、給料から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、この期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

申立期間②のB社で勤務しており、会社が控除した厚生年金保険料を国に納付していないとは思っていなかった。この期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務状況等の記憶から、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主の妻（取締役）は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、保険料の控除等については資料が無いことから不明である上、主人は病のために当時の記憶が定かでなく、申立期間当時の事業主である主人の父も既に死亡している。」と回答している。

また、申立人が記憶している上司は既に死亡していることから、オンライン記録により申立期間①の前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 10 人に申立人の勤務状況等について照会をしたところ、2人から申立人を知っていると回答があったが、勤務期間等については分からないとしていることから、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年

金保険の資格喪失日は昭和 33 年 4 月 10 日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

申立期間②について、申立人の勤務状況等の記憶から、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は昭和 42 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、申立人が記憶している事業主の甥の証言により、事業主は既に死亡していることが判明したため、申立人の勤務状況等について証言を得ることができない。

また、申立人は同僚等の氏名を姓しか記憶していないことから、オンライン記録により申立期間②の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 11 人（うち 5 人は申立人が記憶している姓の者）に申立人の勤務状況等について照会したところ、2 人から申立人を知っていると回答があったが、勤務期間等については分からないとしている上、申立期間②に係る雇用保険の記録も見当たらないことから、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険の資格得喪日は、昭和 38 年 5 月 8 日取得及び同年 5 月 20 日喪失並びに同年 6 月 16 日取得及び同年 7 月 12 日喪失と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間①及び②について申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 31 日から 39 年 1 月 13 日まで
② 昭和 39 年 12 月 12 日から 40 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 2 月 28 日から同年 3 月 5 日まで
④ 昭和 41 年 1 月 19 日から同年 4 月 11 日まで

私は、同じ船員であった実兄から、船員手帳に記載されている雇入期間は必ず船員保険に加入しているはずだと聞いていたので、申立期間について船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳から、申立人はすべての申立期間について乗船していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①について、申立人の妻は、「夫に当時の乗船状況等を確認したところ、乗船した船舶Aになじめなかったので途中で下船した記憶があると言っていた。」と述べている。

また、事業主と船長は、「申立期間については、漁の最盛期なので途中で下船させることは考えにくく、下船するとすれば何らかの理由で本人からの申出があったのではないか。」と述べている。

さらに、船員保険被保険者名簿から当時乗船していたと思われる元同僚7人に申立人の乗船状況について照会したところ、回答のあった6人はいずれも申立人を知らないと回答していることから、当該船舶における乗船期間が特定できない。

申立期間②及び③について、B社（現在の事業主）は、「当社が保管している乗船した期間及び社会保険関係等が記載されている船員保険被保険者台帳・社会保険被保険者台帳で申立人の氏名が確認できない。同台帳は

勤務期間が短期間の者については、作成していなかったとみられることから、申立人は同台帳を作成するほどの期間は勤務していなかったのではないか。」と回答している。

また、船員保険被保険者名簿をみると、申立人は船舶所有者C氏において昭和40年2月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年2月28日に資格を喪失しており、オンライン記録と一致している。

さらに、船員保険被保険者名簿から当時乗船していたと思われる元同僚6人に申立人の乗船状況について照会したところ、回答のあった3人のうち2人はいずれも申立人を知らないと回答していることから、乗船期間が特定できない。

加えて、申立期間②について、船員保険被保険者名簿をみると、昭和40年2月1日に船員保険被保険者資格を取得している者が申立人のほかに26人確認できる。

申立期間④について、申立人は一緒に乗船した元同僚を記憶していない上、事業主の所在も確認できないことから、当時の乗船状況等について証言を得ることができない。

また、船員保険被保険者名簿から一緒に乗船したと思われる船長を含む元同僚5人に当時の乗船状況について照会したところ、回答のあった1人は申立人を知らないと回答していることから、乗船期間が特定できない。

さらに、船員保険被保険者名簿をみると、申立人の氏名は見当たらず、被保険者証記号番号に欠番も見当たらない。

このほか、すべての申立期間について、申立人の申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月26日から同年11月まで
私は、昭和18年4月にA社B工場に入社し、24年11月まで働いていたが、厚生年金保険の加入期間が同年3月までしか無かった。会社では、指導員として働いていたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時の勤務状況等に関して具体的に記憶していることから、A社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「B工場は現在閉鎖しているため資料も残っておらず、また、当時のことを知っている者も在職していないので社会保険関係等については不明である。」と回答している。

また、申立人は当該事業所を退職したのは自分の都合によるもので、会社から解雇通知を受けたことは無かったと述べているが、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の備考欄に昭和24年4月25日解雇の記載が認められる。

さらに、申立人が記憶している元同僚は、申立人を覚えていないとしているほか、健康保険労働者年金保険被保険者名簿から申立人と一緒に勤務していたと思われる同僚8人に申立人の勤務状況等について照会したところ、回答のあった3人は、いずれも申立人を覚えていないと回答していることから、申立人が勤務していた期間を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社B支社において雇用保険の加入は昭和 39 年 9 月 1 日からとされているのに、厚生年金保険被保険者資格取得日が同年 11 月 1 日とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社が保管する失業保険被保険者資格取得確認通知書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、B支社は昭和 39 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、複数の元同僚の証言及び厚生年金保険の記録から、それ以前はA社本社において厚生年金保険の適用を受けていたことが確認できる。

しかし、本社では、「当時の資料が保管されていないため、申立人に係る厚生年金保険の届出状況等については不明である。」と回答しているほか、本社の事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名が無く、「健保証」の番号に欠番も無い。

また、申立人以外に昭和 39 年 11 月 1 日にB支社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 16 人のうち、同日以前に本社における厚生年金保険の被保険者記録が無い 4 人は、申立人と同様にB支社が設立準備を開始して数か月後に入社したとみられ、このうち 3 人にB支社における勤務状況等について照会したところ、回答のあった 2 人は、「自分の入社時期と厚生年金保険の資格取得日が一致していない。」と証言している。

さらに、B支社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確

認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人のB支社における資格取得年月日は昭和39年11月1日であることが確認でき、これは健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 20 日まで
② 昭和 37 年 3 月 8 日から 42 年 1 月 23 日まで

申立期間①について、中学校を卒業後、公共職業安定所の紹介で、A 駅前の B 事業所に勤務していた。

申立期間②について、C 社 (現在は、D 社) の構内にある会社に勤務していた。

いずれの期間についても、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、申立人が A 駅前の B 事業所に勤務していたとしているが、事業所の正確な名称、代表取締役及び同僚の氏名等について証言を得ることができなかった。

また、申立期間①のうち昭和 33 年 6 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所であり、A 駅前で営業している B 事業所と同じ業種の E 社は、当時の資料が無いため申立人が当該事業所に勤務していたかは不明であると回答している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、B 事業所と同県内で同業種の会社が加盟する複数の関係団体に、A 駅近辺で申立期間①当時に営業していた会社について照会したところ、F 社を紹介されたが、同社は、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所ではない上、当時の事業主は死亡していることから、当時の状況につい

て確認することができない。

加えて、申立期間①に厚生年金保険の適用事業所であり、現在、A 駅前
で営業している B 事業所と同じ業種の複数の会社の健康保険厚生年金保険
被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人の妻は、申立人が C 社の構内にある会社に
勤務していたとしているが、事業所の正確な名称、代表取締役及び同僚の
氏名等について証言を得ることができなかった。

また、C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②
に申立人の氏名は見当たらない上、当該期間に当該事業所で厚生年金保険
に加入している複数の者に照会したが、申立人を記憶している者はいない
ことから、当時の状況について確認することができない。

さらに、D 社は、申立人が C 社に勤務していたか不明であるとしている
上、C 社の構内で業務を行っていた会社についても不明であるとしている
ほか、C 社に昭和 45 年当時から勤務していた者から聞いた話として、C
社内に申立人が従事したという業務を行う部署及び協力会社は無かったと
回答している。

加えて、D 社構内で同社の補助作業を行っている G 社の健康保険厚生年
金保険被保険者名簿において、申立期間②後に、申立人と生年月日が同一
で漢字氏名が一部異なる厚生年金保険被保険者が確認できるところ、G 社
は、申立人が同社に勤務していたか不明であると回答している上、申立人
が従事したという業務は行っていないと回答している。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与
から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保
険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 11 月まで

私の夫は、一度はA社を退職し、再度、申立期間にA社に勤務したが厚生年金保険の加入記録が無い。

夫が記録した業務記録があるので、厚生年金保険の記録を調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記録したとする業務記録、申立人の妻の記憶及び元従業員の証言から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人が厚生年金保険の被保険者であった期間は昭和 49 年 5 月 10 日から 50 年 8 月 28 日までの期間であり、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者であった記録は見当たらない。

また、A社は、昭和 63 年の豪雨により書類の一切が流されたため、申立人に係る人事記録等の書類は無く、当時の担当者とも連絡が取れないため当時の状況は不明であると回答している。

加えて、申立人が申立期間に勤務していたことを覚えていた元従業員は、申立人が厚生年金保険に加入し給与から保険料が控除されていたことについては分からないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月ごろから 41 年 6 月ごろまで

私は、昭和 39 年 12 月ごろから 41 年 6 月ごろまで、A社で勤務していたが、年金手続の際、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。

当時の同僚も覚えており、申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の証言から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚は、「入社後、短期間での退職者が多かったことを記憶している。募集してもなかなか集まらず、入社してもすぐに辞めてしまう人が多かった。私は現場担当であり社会保険関係事務には携わっていなかったが、会社は、入社後一定期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」としている。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、新規適用事業所となった昭和 36 年 11 月 1 日から申立期間を含む 42 年 9 月 10 日までの期間に被保険者資格を取得した 84 名の厚生年金保険の加入期間は 1 か月の者が 14 名、2 か月の者が 11 名、1 年未満の者が 44 名となっていることから、当該同僚から聴取した証言を裏付けるものとなっている。

さらに、A社は、平成 10 年 3 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡している上、事業主の親族は、「会社は倒産し、関係書類もすべて廃棄しているため、申立人が勤務していたか

どうかの確認もできない。」としていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認することができなかった。

なお、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 1 日から 57 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 51 年 1 月から 57 年 12 月まで A 社に事務員として勤務した。
途中で退職したことが無いにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から申立人が A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 56 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失後、同年 9 月 30 日に健康保険証を返納し、同日に継続療養受給者証（B 医院）の交付を受け、その後、57 年 1 月 14 日に再度、継続療養受給者証の交付を受けていることが確認できる上、申立人は、当該医院に通院し治療を受けていたことを記憶している。

また、元事業主及び複数の同僚は、当該事業所に係る事務は申立人が行っており、申立期間当時については一番詳しいはずであるとともに、申立期間当時の厚生年金保険料の控除等についての証言は得られなかった。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も社会保険関係書類等はすべて処分したとしていることから、保険料の控除等について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 49 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間に本社が A 区にあった B 社 C 営業所 (D 区) に勤務した。

しかし、国の記録では、当該事業所の厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された B 社において運転していた車両の写真から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、申立人は、「D 区の B 社 C 営業所に勤務していた。本社は A 区であった。」としているところ、A 区及び D 区を管轄する法務局に対して当該事業所に係る商業登記簿謄本について照会したが、当該事業所を確認することができなかった。

また、申立人が当該事業所で運転していた車両の登録番号から、運輸支局に対して当該車両の所有者及び事業所を調査したが、自動車登録ファイルから削除されているため当該事業所を特定することはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立期間に「B 社」という名称で所在地が B 社と同じ地域の厚生年金保険の適用事業所は 3 事業所確認できたが、いずれも申立人が主張する住所とは相違しており、これらの事業所別被保険者名簿等においても申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人は、事業主の氏名を名字しか記憶していない上、同僚の氏名も記憶していないことなどから、申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1695 (事案 345、1142 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 15 日から同年 12 月 10 日まで
② 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 5 月 13 日まで

A社に勤務した申立期間①については、50年前のことでよく覚えていないが、上司と同僚2名の名前は覚えている。

また、私は、当時、病気で2日間ほど入院したので、健康保険には必ず加入していたと思う。

B社に勤務した申立期間②については、平成7年6月ごろに作業中にけがをした。会社は4か月ほど休んだが、必要な時だけ業務に従事しており、けがが治るまでの期間の給料は18万円をもらい、保険料として4万円控除されていた。治療を行ったC病院に自ら出向いて確認したところ、確かに治療を行ったことは覚えているが、当時のカルテの保存期間は5年間であり、現在は保管していないため何の保険で治療したかは分からないと言われた。なお、けがをした際に一緒にいた同僚の名前を覚えている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務した申立期間①に係る申立てについては、i) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらないこと、ii) 申立人が記憶する当時の上司及び同僚の3名のうち上司及び同僚1名は当該事業所の同名簿に見当たらない上、ほかの同僚1名については同名簿で確認できたものの、所在不明のため証言を得ることができなかったこと、iii) 当該事業所は平成3年8月31日

に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、20年11月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、B社に勤務した申立期間②に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、申立人が被保険者資格を喪失し、再度資格取得するまでの期間、整理番号に欠番は無く申立人の氏名は見当たらないこと、ii) 申立人の健康保険証は平成7年9月11日に回収され、再取得後の8年5月15日に交付されていること、iii) 申立人が記憶する同僚からも申立期間の勤務状況について証言を得ることができない上、当該事業所は9年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も死亡し、当時の資料も保存されておらず、保険料の控除を確認できる関連資料が無いことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、20年11月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、B社に勤務した申立期間②について、当該期間当時に治療を行ったC病院を思い出したとして再申立てを行ったが、i) 当該病院の院長は、「当時、申立人の治療を行ったことを覚えている。勤務先の労災保険が使えないため、B社の社長が治療費を全額負担するという約束があったことから治療を行った。」と証言していること、ii) 平成20年10月24日に実施した口頭意見陳述の場において、申立人は、「労災保険は使うことができなかった。社長が治療費を全額支払った。」と述べていることなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、22年1月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人は、先の申立てにおいて主張していた内容、及びB社に勤務した申立期間②にけがした際に一緒にいた同僚を思い出したとして再度申立てを行っているところ、申立期間①について、これまで所在が確認できなかった同僚から証言を得ることができ、申立人がA社に勤務していたことは推認できたが、勤務期間の特定までは至らない上、厚生年金保険の適用についての証言を得ることはできず、申立人及び当該同僚が記憶する同僚は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は見当たらなかった。

また、申立人が一緒に勤務したと記憶する上司については、上記被保険者名簿において同音姓の者が確認できるが、この者の厚生年金保険の被保

険者資格取得日は、申立期間より後の昭和 34 年 8 月 11 日となっていることから、当該事業所では一定期間加入させていなかったことがうかがわれる。

申立期間②について、申立人は、新たに思い出したとする同僚について、「日給月給支給の臨時社員であったが、厚生年金保険には加入していたと思う。」と述べているところ、オンライン記録によると、当該同僚の氏名は見当たらず、所在が不明であることから申立人の当時の勤務実態及び保険料控除等についての証言を得ることができない。

このほか、委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。